

YELL for ALL スタッフ・ボランティア研修

子どもの権利と学習支援の関係

— 子どもを取り巻く困難から考える —

一般社団法人 YELL for ALL 菅原道太郎

本日のスピーカー



一般社団法人YELL for ALL 代表理事
菅原 道太郎

経歴

塾講師、不登校支援(フリースクール)、障がい児支援を経験
2016年より東京都豊島区にて、NPO職員として以下の受託事業に従事

- ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業
- 就労準備支援事業
- 困難を抱える若者への進路選択支援事業
- ひきこもり相談支援事業

2023年2月～ 豊島区意見表明支援員として活動

2023年4月～ 子育てを応援するため、YELL for ALLを立ち上げ

エンジニアとしても活動し、技術を活かした支援を行っています

本日の要旨

学習支援は「勉強を教える活動」ではなく、権利が侵されている状態を回復するための活動です

01

学習支援は、教育を受ける権利だけの話ではない

安心して過ごす／休み遊ぶ／意見を聞かれる／支援を求める権利が同時に関わる。むしろ **教育以外の権利が回復されて初めて、勉強が成立する。**

02

子どもが直面する困難は、権利の「入口」で止められている

高校進学率は生活保護世帯でも 93.8%。一方で大学等進学率は 42.4%。不登校 35.4 万人のうち 13.6 万人はどこにもつながっていない。**制度はあるが届いていない** 形の権利侵害。

03

最大の効果は、学力より先に「助けを求められること」に現れる

国の調査研究でも、居場所機能と信頼できる大人の存在が最も大きな変化として報告。条約 12 条・42 条を**実際に使えるようにする作業** そのもの。

前提: 学習支援に関わる「権利」は三層で決まっている

現場の判断根拠は、この三層が重なってできています

第一層

子どもの権利条約

1989年 国連採択／1994年 日本批准

- ・一般原則は4つ
- ・差別の禁止／最善の利益／
- ・生命・生存・発達／意見の尊重
- ・教育＝第28条・第29条

第二層

こども基本法

2022年成立／2023年施行

- ・条約が国内法の言葉に
- ・第3条: 意見表明・社会参画の機会
- ・第11条: 当事者の意見反映を
- ・国・自治体に義務づけ

第三層

豊島区子どもの権利条例

2006年3月制定／同年4月施行

- ・条約・基本法より先に制定
- ・「子どもの大切な権利」7つ
- ・子どもの権利擁護委員(第三者機関)
- ・ふくろう相談室

学習支援に効いてくる条文は、教育条項だけではない

子どもの権利条約 | 現場の判断はこの4条に紐づく

条文	内容	学習支援での現れ方
第12条	意見を表明し、尊重される権利	「今日は勉強したくない」をどう扱うか
第28条	教育を受ける権利	学習の機会そのものの保障
第29条	教育の目的(人格・才能の発達)	「点数を上げること」だけが目的ではない根拠
第31条	休息・余暇・遊びの権利	雑談・イベント・軽食の時間が"おまけ"ではない根拠

豊島区条例が掲げる「子どもの大切な権利」 7つ

安心して生きること / 個性が尊重されること / 自分で決めること / 思いを伝えること
かけがえのない時を過ごすこと / 社会の中で育つこと / 支援を求めること

SECTION 2

子どもを取り巻く困難と、侵されている権利

私たちYELL for ALLが向き合っている課題について

2-1. 経済的困窮とひとり親家庭

「入口は開いたが、その先で閉じる」

実 態

- ・子どもの貧困率 11.5%、ひとり親世帯では 44.5%
(令和4年国民生活基礎調査)
- ・生活保護世帯の子ども: 高校進学率 93.8%
- ・同／高校中退率 3.3%、大学等進学率 42.4%(令和4年4月時点)
- ・ひとり親家庭の大学等進学率 65.3%(令和3年)／
生活保護世帯 39.9%

読み取り

高校進学率だけを見れば格差はほぼ解消したように見えるが、その先で急激に開く。いま起きているのは「学校に入れない」ではなく、**入った先で続けられない／次の選択肢を持てない**という形の権利侵害。

侵されている権利 教育を受ける権利(28条)、発達の権利、選択の幅としての「自分で決めること」(豊島区条例)

学習支援の機能

中学段階の学力保障に加え、より重要なのは**進路情報の非対称を埋めること**。奨学金・都立高校の授業料支援・修学支援新制度を家庭が知らないまま選択肢が狭まっている場合がある。

進路の話は「本人にその気があるか」を確かめる前に、**まず選択肢の存在を伝える** 順序で。情報を知らない状態での「行きたくない」は、意見表明ではなく**諦め**。

2-2. 体験と関係の剥奪

見えにくいが決定的な差

実 態

- ・世帯年収300万円未満で、**1年間の体験機会がゼロの子ども 29.9%**(600万円以上は11.3%)
- ・体験活動への年間支出: 300万円未満 38,363円
／600万円以上 106,674円(**約2.7倍**)
- ・東京都調査(令和4年度)生活困窮層の割合: 小5 16.3%／中2 21.5%／16～17歳 21.7%

読み取り

貧困は「持ち物が買えない」より先に、**経験の総量と、出会う大人の種類**を削る。学力の差として遅れて表面化するため、中学生の段階では「やる気がない」「集中力がいない」と誤読されやすい。

侵されている権利 休息・余暇・遊びの権利(31条)、「かけがえのない時を過ごすこと」、発達の権利

学習支援の機能

雑談とイベントは中核。学生が自分の大学生話を話すこと自体が、子どもには数少ない「進路の実物」に触れる機会になる。

「勉強時間を確保するために雑談を削る」は権利の観点では **逆行**。ただし雑談を"放置"にしないため、**何を渡したい雑談なのかは意図的に設計する**。

2-3. 不登校

支援に届いていない13万6千人

実 態

- ・小・中学校の不登校児童生徒 約35万4千人（過去最多・12年連続増加）
- ・うち学校内外で相談・支援を受けていない児童生徒 約13万6千人
- ・90日以上欠席 約6万7千人
- ・いじめ認知件数 約76万9千件（過去最多）、重大事態 1,405件（過去最多）
- ・※ 令和6年度・文部科学省

読み取り

不登校そのものは権利侵害ではない。問題は、学校に行かない選択をした瞬間に**学びと関係の両方が同時に途切れること**。13万6千人は「どこにもつながっていない状態」が制度の最大の穴であることを示す。

侵されている権利 教育を受ける権利（28条）、安心して生きること、支援を求めること（豊島区条例）

学習支援の機能

教室型・訪問型を持つ構造はこの穴に有効。特に**訪問型は「学校にも教室にも来られない子ども」に届く唯一のルート**になり得る。

学校復帰を目標として押し出すと、唯一つながっていた線まで切れる。目標は「学校に戻る事」ではなく「**学びと関係が途切れないこと**」。

2-4. ヤングケアラー

本人に自覚がないことが最大の壁

実 態

- ・世話をしている家族が「いる」: 中学 2年生 1.8% (およそ50人に1人)
- ・全日制高校2年 2.3% / 定時制高校2年相当 4.6%
／通信制高校生 7.2%
- ・※ 2020～2021年度・国の実態調査
- ・2024年、子ども・若者育成支援推進法の改正により
法律上初めて明記 され、国・自治体の支援対象に位置づけ

読み取り

通信制で7.2%まで跳ね上がるのは、ケア負担が進路選択を先に変えているためと読める。つまり学習面の困難として現れるより前に進路が縮んでいる。

侵されている権利 休息・遊びの権利(31条)、教育を受ける権利(28条)、意見表明の権利(12条)

学習支援の機能

学習支援の場は**家庭の中の役割から一時的に降りられる数少ない時間**。宿題が出せない理由がきょうだいの世話である事実は、学校より現場のほうが見えやすい。

本人は「家族の世話は当たり前」と認識している。「大変だね」と評価するより、**事実を具体的に聞く** (何時に何をしているか)。

2-5. 虐待・不適切な養育

学習支援の現場は発見点になり得る

実 態

- ・児童相談所の児童虐待相談対応件数 **223,691件**
(前年度比 ▲0.8%)
- ・内訳: 心理的虐待 59.5% / 身体的虐待 23.5% / ネグレクト 15.9% / 性的虐待 1.1%
- ・相談経路: 警察等 **51.7%** / 近隣・知人 8.9% / **学校 8.0%** / 家族・親戚 6.9%
- ・※ 令和6年度速報値・こども家庭庁

読み取り

相談経路の半分は警察で、**学校からの通告は8.0%にとどまる**。子どもと定期的に会っている機関からの発見が実は多くない。学習支援の現場は学校より近い距離で継続的に会う場＝**発見点として機能し得る一方、そのための備えが要る**。

侵されている権利 安心して生きること、守られる権利、生命・生存・発達の権利

学習支援の機能

通告義務は守秘義務に優先(児童虐待防止法第3条・児童福祉法第25条)。ただし**学生ボランティアが単独で判断・通告するのではなく、団体として区・関係機関に連絡するルート**を設計する。

「確証がないと通告できない」は誤解。通告は "疑い" の段階で行い、判断するのは児童相談所。支援者に求められるのは **判断ではなく共有**。

2-6. 意見を聞かれない状態

国連が日本に繰り返し指摘してきた点

実 態

- ・国連子どもの権利委員会 第4・5回総括所見(2019年): **子どもの参加メカニズムの強化** と、すべての子どもが自らの見解を表現する機会・環境の確保を勧告
- ・あわせて、子どもの貧困対策に **具体的かつ測定可能な目標** の設定を指摘
- ・東京都調査(令和4年度): 「なんでも相談できる場所」の利用は **約7~8%**
- ・一方「家で勉強できないときに静かに勉強できる場所」の利用希望は小5・中2で **約30%**

読み取り

場所のニーズ(30%)に対して、相談の利用(7~8%)が圧倒的に低い。相談窓口を作っても子どもは相談に来ない。来るのは「勉強する場所」として。つまり**学習支援**という入口の形をしているからこそ、相談につながる。

侵されている権利 意見表明の権利(12条)、思いを伝えること・支援を求めること(豊島区条例)

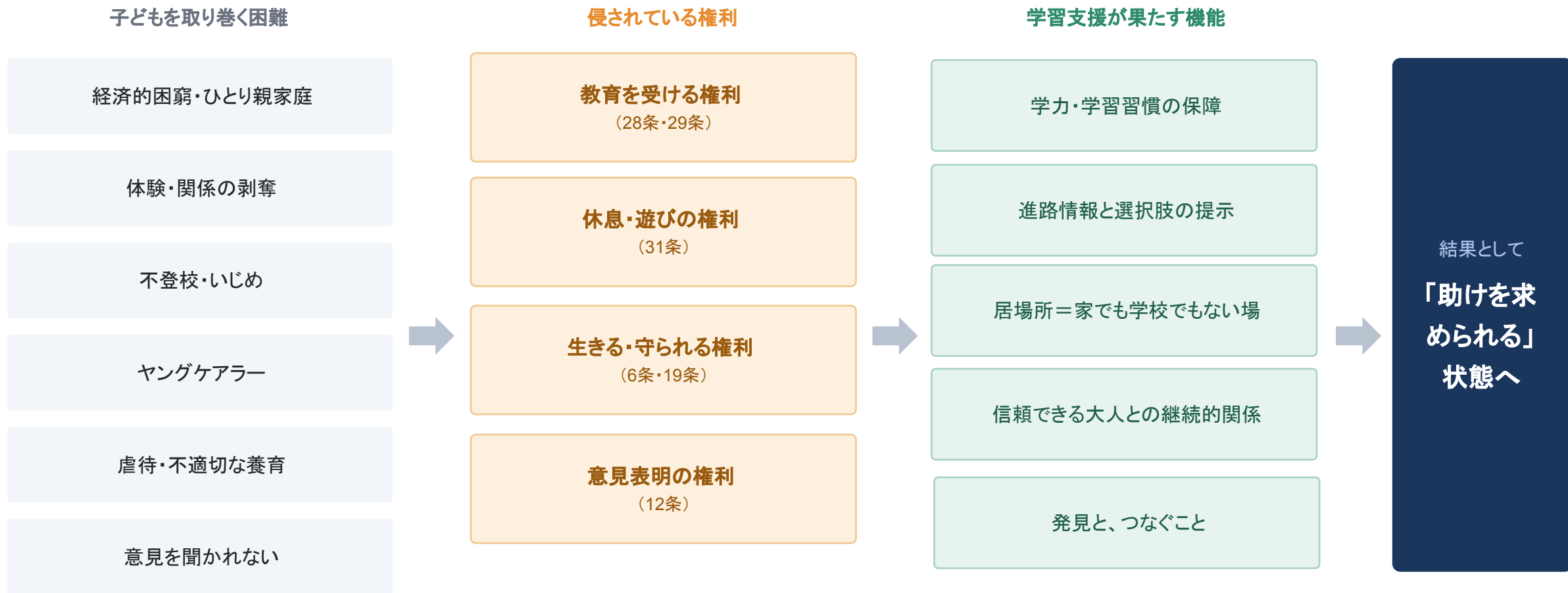
学習支援の機能

学習支援は相談機能の代替ではなく、**相談への現実的な導線**である。

意見表明権の保障は「聞く場を作る」ことではなく、**言われたことが実際に何かを変える経験を渡す** こと。イベント内容を子どもが決めるなど

困難・権利・支援機能の対応関係

左から右に読む。ポイントは中央の「権利」を必ず経由すること



困難から支援機能へ直接線を引くと「貧困だから勉強を教える」「不登校だから居場所を作る」という短絡になる。間に権利を挟むと、**なぜその支援をするのかの根拠が言語化され、支援の妥当性を自分たちで点検できる**。

SECTION 3

学習支援は実際に何を変えているのか

国の事業としての位置づけと、報告されている効果

最大の効果は、学力ではなく「助けを求められること」

子どもの学習支援事業の評価指標開発のための調査研究(平成9年度 社会福祉推進事業)

「最も大きな変化は、自分で助けを求められるようになること」

スタッフとの信頼関係の構築により、家族や個人の悩みを話せるようになる

生活習慣の定着

比較的早期に変化が現れる。時間を守れるようになる、決められた学習時間に継続できるなど

居場所としての認識

「家でも学校でもない場所に居場所があること」が重視され、「話を聞いてくれる人がいる」という認識が精神的な安定につながる

継続的な関わり

継続的に関わっている子どもほど、前向きな取り組みや目標に向かった生活を送る

権利の観点からの言い換え

子どもの権利は、**知らされ、使える状態になって初めて権利として機能する**。「支援を求めること」(豊島区条例)が絵に描いた餅にならないためには、求める相手が実在し、求めた経験が成功している必要がある。学習支援の現場は**権利を行使する練習が安全にできる場**である。

学習支援が権利保障として機能しなくなるとき

同じ活動でも、条件によって権利保障から離れる — 研修で扱うべき"分かれ目"

機能する条件

子どもが来たいときに来られる

「今日は勉強したくない」を扱える

支援者が継続的に関わる

困りごとを団体として受け止める

子どもの意見が運営に反映される

卒業後もつながる線がある

機能しなくなる条件

出席や成績が参加条件になっている

学習時間の確保が最優先になっている

担当が毎回変わり、関係が積み上がらない

支援者個人が抱え込む／逆に何も拾わない

大人が決めたプログラムを消化する

中3の3月で関係が終わる

右側は、どれも善意と熱心さから生じる。だからこそ、**権利という外部の基準**を持っておく必要がある。

SECTION 4

YELL for ALLの活動を通して取り組んで欲しいこと

それぞれのアクションが子どもの「未来」を作る

次のアクション

子どものとの関わりの中でできる次のアクション

継続的な関わりを持つ

こどもの名前は覚えていますか？子どもに自分の名前を覚えてもらっていますか？

自分のことを知ってもらいましょう！

みなさんは身近な人生のロールモデルです。勉強や進路のことだけでなく、自分自身の悩みや苦労したこと、ハマっていることなどについて「自己開示」しましょう！

「やってみよう！」の後押しをしましょう！

子どもたちが不意にいったやってみたいを現実にする方法を一緒に考え、行動してみましょう！もちろん人で考えないでどうしたら実現できるかをみんなで考えましょう！皆さんからもこどもたちへの「提案」も可です。

参考・参照

本資料のデータはすべて公的統計・公表資料に基づく

権利の枠組み

- ・子どもの権利条約／4つの原則 | 日本ユニセフ協会
- ・こども基本法説明資料 | 内閣官房こども家庭庁設立準備室
- ・こども大綱の推進 | こども家庭庁
- ・豊島区子どもの権利に関する条例(例規集)
- ・子どもの権利擁護委員制度／ふくろう相談室 | 豊島区
- ・第4・5回 国連子どもの権利委員会 総括所見

子どもを取り巻く困難のデータ

- ・こども白書 第1部 | こども家庭庁
- ・令和4年 国民生活基礎調査 貧困率(第207表) | e-Stat
- ・令和4年度 東京都こどもの生活実態調査 | 東京都立大学
- ・子どもの「体験格差」実態調査 最終報告書 | CFC
- ・令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等調査 | 文部科学省
- ・令和6年度 児童虐待相談対応件数(速報値) | こども家庭庁
- ・ヤングケアラーについて／法改正の経緯 | こども家庭庁

学習支援事業の制度・効果／関係法令

- ・子どもの学習・生活支援事業について | 厚生労働省・こども家庭庁
- ・子どもの学習支援事業の評価指標開発のための調査研究 | 三菱総合研究所
- ・生活困窮者自立支援制度 | 厚生労働省
- ・児童虐待防止法 第2条・第6条 | 東京都保健医療局
- ・子ども虐待への対応に関する法律 | 日本小児科学会
- ・ひとり親家庭等の子どもの学習支援(まなび舎エール) | 豊島区
- ・豊島区子ども・若者総合計画(令和 7～11年度)

ご清聴ありがとうございました！

質疑や感想があればお願いします。